男女共同参画社会の形成

（3）いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり
（2）男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり
（1）人権が尊重され男女が平等な地域社会づくり

（基本目標）	（施策の基本的方向）	（施策の内容）
Ⅰ　あらゆる分野での男女共同参画の促進	1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進	(1)事業所・各種団体への女性登用の働きかけ（促進）
		(2)町審議会などへの女性委員の登用の推進
		(3)均衡ある町職員採用や管理職への女性登用の推進（住民活動などにおける女性の参画の促進）
	2 女性の人材育成（チャレンジ支援）	(1)女性の人材育成の充実
		(2)女性の人材の情報提供（社会参画に関する）
Ⅱ　男女の人権の尊重	1 女性（異性）に対する暴力の根絶	(1)配偶者などからの暴力に対する意識啓発と相談事業の充実（被害者への支援）
		(2)セクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発の推進（対策）
	2 人権に対する相談・情報提供の充実（尊重のための対策）	(1)人権侵害に関する相談事業の充実（支援）
		【削除】Ⅱ-2-(1)へ統合 (2)人権に関する情報提供の充実
	3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実	(1)男女の心とからだの健康づくりの充実（への支援）
		(2)女性の性の尊重における意識啓発の推進（に関する）
		【削除】Ⅱ-3-(2)へ統合 (3)性教育の充実
Ⅲ　多様な働きかたを可能とする環境づくり（ワーク・ライフ・バランス推進のための）	1 男女平等な雇用と職場環境の整備（就業環境における男女共同参画の促進）	(1)男女雇用平等の推進（平等な雇用　促進）
		(2)労働に関する講座などの充実（就業環境における支援）
		【削除】Ⅲ-1-(2)へ統合 (3)労働相談の充実
	2 多様な働き方への支援（【削除】Ⅲ-1、Ⅲ-2へ振り分け）	(1)多様な就業形態の促進（(3)育児・介護休業などの制度の周知及び普及の促進）
		(1)保育環境の充実（(1)子育て）
		(2)ひとり親家庭への支援（(2)）
		(1)家庭・地域活動などへの参加の促進（(3)男性の家事・介護）
	3 仕事と家庭・地域活動との両立の支援（2）	(2)育児・介護休業などの制度の周知及び普及の促進（(4)地域活動への参加の促進）
		【削除】Ⅲ-2-(1)へ統合 (3)地域での子育て支援の充実
Ⅳ　男女共同参画社会への意識づくりと教育の推進（実現のための）	1 男女共同参画への意識づくりの推進（職場や地域における）	(1)男女共同参画に関する意識啓発の充実（職場における）
		(2)男女共同参画に関する情報提供（地域における意識啓発）
	2 家庭や学校などでの男女平等教育の推進（における意識づくりの推進）	(1)家庭での男女平等教育の推進（における意識啓発）
		(2)学校での男女平等教育の推進（における意識啓発）
		【削除】Ⅳ-2-(2)に統合 (3)学校教育関係者への研修の充実